

香川県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

香 川 県 教 育 委 員 会

### 香川県教育委員会規則第3号

香川県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

香川県立学校職員の人事評価に関する規則（昭和33年香川県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(人事評価の結果の効力) 第8条 略</p> <p><u>(会計年度任用職員の人事評価)</u> <u>第9条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の人事評価に関する事項については、別に定める。</u></p> <p>(委任) 第10条 略</p>	<p>(人事評価の結果の効力) 第8条 略</p> <p>(委任) 第9条 略</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。